

監査公表第 23号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の連絡があったので、次のとおり公表します。

令和4年3月 9日

新城市監査委員 原 義 弘
新城市監査委員 山 口 洋 一

監査結果の措置対象

企画部

秘書人事課、企画政策課、まちづくり推進課、自治振興課・自治振興事務所、情報政策課、鳳来総合支所地域課及び作手総合支所地域課の企画部関係事務

監査結果報告年月日

令和4年2月28日

監査結果に対する措置通知年月日

令和3年11月18日

講じた措置等の内容

【秘書人事課、企画政策課、まちづくり推進課、自治振興課・自治振興事務所、情報政策課、鳳来総合支所地域課、作手総合支所地域課】

意見1

内部統制に基づく業務手順書の作成については、所管の事務をすべて網羅し、手順書を見ればすべての業務を的確に行えるように業務上の様々なリスクを洗い出し、その対応について網羅するものに整理されたい。また、一年に一回は見直しを行い、作成した日及び更新した日などの日付を記入し、次回見直す際に経緯がわかるようにされたい。

措置内容

業務手順書については、所管事務を誰でも滞りなく正確に行えるよう、業務上のリスクを洗い出し、その対応について網羅する手順書となるよう整理します。

また、課題、問題点等を整理し定期的に見直しを行うとともに、見直しの経緯がわかるよう作成日及び更新日を記入します。

【秘書人事課】

意見1

回議用紙、決裁カード、供覧カードについて未記入箇所のあるものが散見される。作成については各項目を確実に記載し、記入漏れがないよう作成されたい。

措置内容

秘書人事課で保管する回議用紙等の未記入については、全て記載しました。今後
も作成にあたっては記入漏れがないよう確認します。

【企画政策課、鳳来総合支所地域課、作手総合支所地域課】

意見1

公有財産に関する調書において、台帳の整理を行い不明点等について備考欄を上
手く活用し、誰が見ても理解できるような資料作りに努められたい。

検討状況

公有財産（土地）を所管替える以前より不明であった部分については、市町村合
併前の古い書類等の確認ができ次第、掲載していきます。

意見2

穂の香看護専門学校の修繕履歴を整理し、穂の香専門学校運営協議会若しくは専
門的な分科会で今後の修繕計画の作成に引続き努められたい。

検討状況

穂の香看護専門学校開学以降の修繕履歴については、随時、改修等の実績を追加
し整理しています。今後も引き続き、学校側の考え方や市財政課資産管理室の意見
等も確認しながら、優先的に改修・修繕を進める部分について検討を行います。

意見3

長者平団地における効果的な販売PRに引続き努められたい。

検討状況

どのようなPR方法が効果的なのか実績などを踏まえて研究し、今後の販売に繋
げていきます。